

青森労働局の職場体験実習の基本的な運用は、本要領の定めるところによるものとする。

令和 8 年 7 月 14 日

青森労働局 職場体験実習実施要領

(目的)

第 1 本要領は、学生を対象とし、青森労働局において実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資することとともに、青森労働局への理解を深めてもらうことを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

(実習の期間)

第 2 実施の期間は、原則として、毎年 7 月から 9 月までの学生の夏季休暇を利用して行うものとし、実務を体験させる期間は 1 週間程度とする。

(実習の場所)

第 3 実習の場所は、青森労働局、青森労働基準監督署、青森公共職業安定所とする。

(実習生)

第 4 実習生（実習の対象者をいう。以下同じ。）は、大学、大学院及び学校教育法以外の法律によって特別に設置された大学校（以下、「大学等」という。）に在籍する学生とする。

(実習生の募集の周知)

第 5 実習生の募集の周知については、受け入れる条件、受け入れ予定者数等を青森労働局ホームページ等に掲載することとし、大学等及び学生等に実習の実施について周知するものとする。

(申し込み、受け入れ対象者の決定及び通知)

第 6 受け入れ対象者の決定及び通知については、次のとおりとする。

- (1) 希望する学生は、指定する時期までに青森労働局総務部総務課あてメールまたは電話で申し込みを行うものとする。
- (2) 申込みの際には、青森労働局総務部総務課あてに誓約書、履歴書、賠償責任保険及び傷害保険に加入していることを確認できる書類を提出する。

- (3) 青森労働局総務部総務課は、申し込みを行った学生に対し、受け入れの可否等を通知する。

(実習の内容等)

第7 実習の内容等は、次のとおりとする。

- (1) 各実習ごとに指導員を置き、指導員が実習生の指導・助言等に当たるものとする。
- (2) 実習生は、実習期間終了後に実習内容に関する報告書を作成する。
- (3) 最終日に実習内容に関する内容を総務部長に報告するものとする。

(実習生の身分等)

第8 実習生については、国家公務員の身分は保有しないものとし、次のとおり扱うこととする。

- (1) 実習生の服務については、原則として職員の服務に準ずるものとし、実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (3) 実習生が実習期間中に国家公務員の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、青森労働局は当該実習生についての実習を打ち切ることができるものとする。
- (4) 実習生は、上記(1)～(3)についての誓約書（別添）を実習開始前までに青森労働局へ提出しなければならない。

(実習生の実習時間等)

第9 実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

- (1) 実習時間は、原則として、9時00分から17時00分までとし、12時から13時までの間を休憩時間とする。ただし、青森労働局が必要と認めた場合には、あらかじめ実習生の了承を得て、定時以外においても実習を行うことができるものとする。
- (2) 実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、実習を要しない日とする。
- (3) 実習については、正当な理由がある場合を除いて欠務を認めないものとする。
- (4) 実習期間のうち1/5以上の欠務があった場合及びその他不都合な行為を行った場合は、実習を打ち切ることができるものとする。

(災害補償)

第 10 賠償責任保険及び傷害保険の加入については、次のとおりとする。

- (1) 実習に参加する学生は、原則として、学生教育研究賠償責任保険、インターンシップ等賠償責任保険などの賠償責任保険及び傷害保険に加入していなければならない。
- (2) 学生が青森労働局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は学生が加入する賠償責任保険により補償する。
- (3) 実習中の事故により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、大学及び学生は当該保険の保険金の範囲内で青森労働局に対する求償権を放棄する。

(経費負担等について)

第 11 実習生の実習に必要な交通費など、一切の参加経費は実習生が負担するものとする。

(実習の成果の発表について)

第 12 実習生が実習の成果としてレポート等を外部（大学等を含む。）に提出又は発表する場合には、事前に青森労働局の承認を受けなければならない。

(その他)

第 13 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別途青森労働局総務部総務課が定めるものとする。

2 実習の実施について、疑義が生じた事項については、青森労働局総務部総務課、実習実施部室、実習生等が協議して決定するものとする。

第 14 実習終了後、翌年度以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生及び指導員からアンケート等の提出を求めることができるものとする。

第 15 本要領については、実施状況等に応じて、逐次見直すものとする。